

旧認可供給条件承認申請書

営業業務発 28 第 1 号

平成 28 年 4 月 7 日

経済産業大臣 林 幹 雄 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力エナジーパートナー株式会社
代表取締役社長 小 早 川 智 明

平成26年改正法附則第19条の規定により、次のとおり旧認可供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	平成 28 年 4 月 1 日以降相当の期間

別 紙

料金その他の供給条件の内容

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震により、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所において事故が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき、福島県の一部の地域に対し、3月11日、3月12日、3月15日に避難指示および屋内退避指示がなされ、また、4月22日に警戒区域、計画的避難区域および緊急時避難準備区域の設定がなされた（以下、4月22日までにこれらの指示および設定がなされた区域における避難指示または屋内退避指示ならびに同区域における警戒区域、計画的避難区域または緊急時避難準備区域の設定を「避難指示等」という。）。また、当社は、平成23年8月3日に成立した原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みの下で、8月5日に、原子力損害賠償紛争審査会において決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等を踏まえ、確定した損害に対する本賠償（以下「本賠償」という。）に取り組んでいるところである。

このため、平成23年3月11日以降避難指示等がなされた地域から避難され、本賠償の対象となるお客さまが、当社の旧供給区域内の需要場所において需給契約を新たに締結しようとする場合で、当該お客さまから申出があったときには、当該お客さまの平成23年3月調定分から平成28年2月調定分までの電気料金の支払期日を、平成28年5月2日まで延長する。

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に東京電力株式会社の供給約款等以外の供給条件（平成27年12月18日付け20151201資第75号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う
経過措置に関する省令第32条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する
省令第32条第1号)

旧認可供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第32条第1号)

旧認可供給条件による供給を必要とする理由

旧認可供給条件による供給を必要とする理由

原子力災害対策特別措置法に基づき避難指示等がなされた地域から避難され、本賠償の対象となるお客さまに対しては、東京電力株式会社が供給約款等以外の供給条件（平成27年12月18日付け20151201資第75号認可。）を設定しておりましたが、電気事業法等の一部を改正する法律附則第18条第3項の規定により、同条第1項の認可を受けた特定小売供給約款とみなされた電気供給約款においても、引き続き同一の取扱いといたしたく、承認申請する次第であります。